

(その1)

収支報告書

令和3年分
開催分

(ふりがな) ようざんかい

1 政治団体の名称 遙山会

2 主たる事務所の所在地 兵庫県たつの市龍野町富永730-20

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

3 代表者の氏名 池畑 浩太朗

4 会計責任者の氏名 池畑 洋子

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名

及川 智義

(電話) 090-5895-5894

(電話) _____

(電話) _____

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
公職の種類 衆議院議員	
(現職・候補者の別) (現職)	
資金管理団体の届出をした者の氏名 池畑 浩太朗	

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 池畑 浩太朗	
公職の種類 衆議院議員	
(現職・候補者の別) (現職)	
公職の候補者の氏名(2人目) _____	
公職の種類 (現職・候補者の別) _____	
公職の候補者の氏名(3人目) _____	
公職の種類 (現職・候補者の別) _____	



資金管理団体の指定の期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

県内
その他
1548

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	1,434,361	✓
(前年からの繰越額)	1,434,361	✓
(本年の収入額)	0	✓
支 出 総 額	592,552	✓
翌年への繰越額	841,809	✓

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	0	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費			
(2) 光 熱 水 費			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	59,941	✓	
(4) 事 務 所 費			
小 計	59,941	✓	0
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	103,409	✓	
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	429,202	✓	0
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	0		
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	429,202	✓	
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	532,611	✓	0
合 計	592,552	✓	

(その14)

行番号	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	備品費	36,084	R3/11/29	ビックカメラ有楽町店	東京都千代田区有楽町1-11-1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	36,084				
	その他の支出	23,857				
	合 計	59,941				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	渉外費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	食費	14,659	R3/11/10	福の花溜池山王店	東京都港区赤坂2-9-5	
2	会費	20,000	R3/11/29	21世紀政策研究会	東京都千代田区永田町2-1-1参議院会館1219号室	
3	食費	15,400	R3/12/4	湯郷グランドホテル	岡山県美作市湯郷581-2	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	50,059				
	その他の支出	53,350				
	合 計	103,409				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		6. その他の事業費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	旅費・交通費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	ガソリン代	11,002	R3/11/3	横田石油株式会社	姫路市城東清水8	
2	電車賃	16,590	R3/11/16	西日本旅客鉄道株式会社	大阪市北区芝田2-4-24	
3	航空運賃	13,350	R3/11/12	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
4	航空運賃	13,490	R3/11/18	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
5	電車賃	14,720	R3/11/28	西日本旅客鉄道株式会社	大阪市北区芝田2-4-24	
6	電車賃	15,180	R3/11/30	東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木2-2-2	
7	宿泊代	11,800	R3/11/30	ホテル竹園芦屋	芦屋市大原町10-1	
8	宿泊代	11,160	R3/12/1	伊沢の里	宍粟市山崎町生谷214-1	
9	航空運賃	14,050	R3/12/1	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
10	電車賃	15,930	R3/12/3	西日本旅客鉄道株式会社	大阪市北区芝田2-4-24	
11	航空運賃	10,390	R3/12/5	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
12	航空運賃	11,850	R3/12/9	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
13	電車賃	24,450	R3/12/10	東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木2-2-2	
14	宿泊代	18,640	R3/12/11	ホテルブマックスプレミアム姫路駅南	姫路市豊沢町147	
15	電車賃	16,260	R3/12/13	西日本旅客鉄道株式会社	大阪市北区芝田2-4-24	
	この頁の小計	218,862				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		6. その他の事業費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	旅費・交通費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
16	ガソリン代	12,840	R3/12/19	渋谷石油株式会社	東京都港区白金2-3-7	
17						
18						
	この頁の小計	12,840				
	その他の支出	197,500				
	合 計	429,202				

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 債 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

○ 宣 誓 書 ○

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年 8月 25日

政治団体の名称 遥 山 会

会計責任者の氏名

池畑

洋子



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

遙山会
代表 池畑 浩太郎 殿

登 録 政 治 資 金 監 査 人

馬場 敦子

登 録 番 号 第 2 2 8 5 号

研修終了年月日 平成21年7月7日

1. 監査の概要

(1) 私は政治資金の規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、遙山会の令和3年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、作業スペースの不足等、円滑な政治資金の監査実施が困難であると判断したため、当該監査人の事務所（所在地：神戸市東灘区魚崎南町3-6-37）において行うことが適当と判断し、当該監査人事務所において行った。

2. 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3. 業務制限

遙山会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、遙山会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上